

電気学会 CPD 認定技術者制度規程

(総 則)

第1条 本規程は、会員を対象とした電気学会 CPD 認定技術者制度について定める。

(目 的)

第2条 学会では電気技術者の継続研鑽の一環とし CPD(Continuing Professional Development; 継続研鑽)支援制度に取り組んでいる。そこで、一定の条件を満たした CPD を実施している技術者に電気学会 CPD 認定技術者 (以降、「CPD 認定技術者」と言う) の認定資格を付与し、技術力の現在価値証明及び資格取得によるメリットを与え、より一層の研鑽意欲と技術力向上を促すことを目的とする。

(資 格)

第3条 学会の会員で、CPD ポイントが連続した5年間で250ポイント以上を取得した者を対象とする。ただし、電気学会入会后5年未満の会員は対象外とする。

(CPD 登録会員)

第4条 CPD 登録会員とは、付1「CPD 登録会員利用規約」の手続きに則って登録を行った会員を言う。
2 CPD 登録会員は、「電気電子・情報系 CPD 実施記録証明書」の発行を受けることができる。

(申 請)

第5条 申請は、CPD ポイントが連続した5年間で250ポイント以上になった時点で「電気電子・情報系 CPD 実施記録証明書」(5年間分)を出力し、エビデンスを添えて教育関係事業の担当箇所(以降、「事務局」と言う)に申請する。

第6条 原則として自己申請とする。

(審 査)

第7条 CPD 認定技術者の資格審査は、「電気電子・情報系 CPD 実施記録証明書」(5年間分)に基き行う。ただし、連続した5年間で250ポイント以上になった時点の証明書であること。

第8条 事務局は、当該申請内容を確認し、CPD 部会に内容審査を依頼する。

2 申請時点で、内容に疑義がある場合は、事務局より CPD 部会に内容審査を依頼する。

第9条 資格審査委員会は、技術者教育委員会がその任にあたる。

2 技術者教育委員会は、申請内容の適正を確認し認定を行う。
その結果は総務会議に報告する。

(資格授与方法等)

第10条 CPD 認定技術者の認定を受けた会員に対しては、会長による資格の認定書を授与するとともに、学会誌ならびに電気学会ホームページに名前を記載する。電気学会 CPD 認定技術者の資格は、5年毎に更新手続きを要する。

2 更新時に過去5年間累積で250ポイント以上の条件を満足しない場合は、CPD 認定技術者の資格は、失効する。

3 更新申請は、有効期限2ヶ月前までに行う。

- 4 CPD 認定技術者は、学会が出版している出版物を、会員割引より有利な条件で購入できる。
- 5 CPD 認定技術者は、資格の1つとして経歴に載せられ、名刺にも記載できる。

(手数料)

第 11 条 証明書発行手数料等は、以下による。

CPD 実施記録証明書発行手数料：500 円

認定証発行手数料・更新手数料：500 円

(付 則)

1. 平成 21 年 12 月 9 日、理事会にて承認制定。
2. 本規程は、平成 21 年 12 月 9 日より実施する。
3. 【経過処置等】
平成 21 年度より準備出来次第開始するが、当初 5 年間は過去 5 年間の CPD データを遡って登録申請できるものとする。
4. 平成 26 年 5 月 8 日、理事会において一部改正。

付 1. CPD 登録会員規約

(CPD 登録会員)

第1条 本会の会員は本人の希望により CPD 登録を行うことができる。申込みは本会が定めた様式により書面（郵送）またはメールにより行う。非会員は本会の定めた手続きに従い、有料で CPD 登録の申込みを行う。

(登録料および年間利用料)

第2条 本会の会員は無料で CPD 登録を行うことができ、年間利用料も必要ない。非会員は以下の登録料並びに年間利用料を前納する。

登録料：5,000 円（申込み時のみ）。年間利用料：5,000 円

年間利用料の納付は年度単位とし、登録料を納付した初年度は免除する。翌年度の利用料は3月末までに前納する。

(利用可能サービス)

第3条 CPD 登録会員は以下のサービスを利用することができる。

- 一 利用者本人の CPD 実績を、本会が定める CPD ポイント数に従って本会のデータベースに登録することができる。
- 二 本会が登録した CPD 記録及び利用者本人が登録した CPD 記録をインターネットから確認することができる。
- 三 利用者本人の申請により、CPD 実施記録証明書の発行を学会より有料で受けることができる。発行手数料は、1回につき電気学会の会員は500円、非会員は1,000円とする。

(会員の確認)

第4条 本会が主催、または協賛する会合、講演会等で本会が CPD ポイントを発行するとき、本会は本人確認を求めることがある。他人が代行する等、不正が判明した場合は利用できるサービスを停止することがある。

(誤記の修正および追加登録)

第5条 CPD 記録に誤りがあると認められた場合、速やかに記録の修正を行なう。

- 一 利用者本人の申請により本会が登録した CPD 記録に誤りがあると認められた場合、本会は記録の修正を行う。
- 二 本会が登録した CPD 記録に誤りを発見した場合、本会は利用者本人の同意を得ないで記録の修正を行う。
- 三 利用者本人が、本人の登録した CPD 記録に誤りを発見した場合は、CPD 実施記録証明書発行前であれば、利用者本人は本会の同意を得ないで記録の修正を行うことができる。
CPD 実施記録証明書発行後は、登録記録内容は固定され、以後の修正はできなくなる。ただし、事務局へ申し出ることにより追加登録は可能とする。

(内容監査)

第6条 本会は登録された CPD 記録について監査を実施することがある。この場合、利用者に対しエビデンスの提示を求めることがあるので、講演会等の参加記録や定期購読雑誌の購入記録、自己学習記録等を保管すること。

(CPD 実施記録証明書)

第7条 利用者本人より、CPD 実施記録証明書の発行依頼が行われた場合、本会は登録された CPD 記録の内容確認を行い、CPD 実施記録証明書を発行する。その際、利用者に対し CPD 記録内容のエビデンスの提出を求めることがある。

(利用資格の停止)

第8条 以下の場合、CPD 登録会員は利用資格を失い、利用可能サービスは停止される。

- 一 本会の正員、准員または学生員の資格を失った場合。ただし、非会員の登録申込み（有料）を行うことにより CPD 登録会員として CPD 記録を継続できる。
- 二 第6条または第7条における登録記録内容の確認に当たって疑義が発生した場合。ただし、第5条による誤記の修正を行った場合はサービスの停止を解除できる。
- 三 年間利用料が未納で CPD 登録会員の資格を失った場合。ただし、利用料の納付を行うことにより、会費納付を確認することにより CPD 記録を継続できる。

(記録の開示)

第9条 本会は登録された CPD 記録内容について、本人の同意なく第3者へ開示または提供することはない。ただし、本会は本システムの利用状況や運用状況等の確認のため、登録された CPD 記録の統計的データを利用、開示することができる。また、登録記録内容は、以下の条項のいずれかに該当するとき、調査するため開示できるものとする。

- 一 登録内容に疑義が指摘され、且つ利用者本人が誠意ある対応を示さなかった場合。
 - 二 電気学会が定める倫理綱領に著しく逸脱する行為と認められる場合。
- いずれの場合も審査委員会を設置し事実関係を調査する。審査委員会より、内容の開示が至当と判断された場合、記録情報を含む事実関係を開示することができる。

(サービスの利用の中止)

第10条 第3条のサービスの利用を中止したい場合、書面により申し出を行う。再登録を申し込んだ場合は CPD 記録を継続する。また解約された会員についても、最低5年間の CPD 記録をデータベースに残す。